

7 情報伝達支援

1. 視覚に障がいがある方への情報伝達支援

(1) 点字図書・録音図書の製作・貸出 **視覚**

視覚障がい者のために点字図書・録音図書の製作・貸出を無料で行っています。

また、製作・新着図書案内を毎月、点字版・墨字版・音声版(CD・テープ)・メール版で発行し、希望者に送付しています。

申問 視覚障害者生活情報センターぎふ TEL 058-263-1310

(2) 点字版・音声版「岐阜県広報」の発行 **視覚**

視覚障がい者のために点字版・音声版(テキストメールを含む)の「岐阜県広報」を毎月発行し、希望者に送付しています。

申問 県庁広報課 TEL 058-272-1115 (直通)

(3) 視覚障がい者のためのプライベートサービス **視覚**

視覚障がい者の希望する図書・印刷物の対面音訳と点字版・音声版(CD・テープ)・テキスト版の製作などを行っています。

申問 視覚障害者生活情報センターぎふ TEL 058-263-1310

(4) 代読・代筆情報支援 **視覚**

視覚障がい者のために印刷物等の代読・代筆支援を行っています。

申問 視覚障害者生活情報センターぎふ TEL 058-263-1310

(5) 拡大教科書等の製作 **視覚**

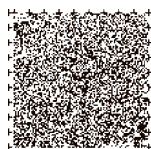
学校で使用する教科書等を、そのままでは読むことが困難、または読みづらい児童・生徒に対し、拡大教科書等の製作を行っています。

申問 視覚障害者生活情報センターぎふ TEL 058-263-1310

(6) 点字ニュース即時提供事業 **視覚**

新聞等の情報をパソコン通信ネットワークを用いて受信し、点字で打ち出しています。その内容は(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会、視覚障害者生活情報センターぎふ等で閲覧でき、配布を希望する場合には郵送されます。

申問 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会 TEL 058-264-4523



(7) 文字読み上げ・文字拡大・画面配色変換サービス・ユニバーサルデザインフォント **視覚**

岐阜県のホームページでは、視力の弱い方や目が疲れやすい方に対し、快適に閲覧していただけるよう、文字読み上げ・文字拡大・画面配色変換機能を利用していただける設定となっております。

また、一部のパソコンでは、誰にとっても見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントで文章を表示できる設定となっております。

問 県庁情報企画課 TEL 058-272-1111 (内線 2278)

2. 聴覚・言語に障がいがある方への情報伝達支援

(1) 手話通訳者の派遣 **聴覚**

聴覚障がいの方が公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために手話通訳者を派遣します。

申 問 市役所又は町村役場

(2) 要約筆記奉仕員及び要約筆記者の派遣 **聴覚**

聴覚障がいの方が会合や公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために要約筆記者を派遣します。

申 問 市役所又は町村役場

(3) 手話通訳者、要約筆記者の県外への派遣 **聴覚**

聴覚障がいの方や団体が県外へ赴く場合に、市町村での対応が困難な派遣依頼については、岐阜県聴覚障害者情報センターがコーディネートし、市町村と県による費用負担のもと派遣を行っています。

申 問 市役所又は町村役場
岐阜県聴覚障害者情報センター
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(4) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 **盲ろう**

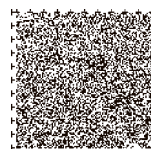
視覚、聴覚の両方に障害を持つ方に対し、通訳・介助及び外出時の付き添い（移動とコミュニケーション支援）を行います。通院、買い物、スポーツ、講演会及び教育など通訳・介助者を派遣します。

問 岐阜盲ろう者友の会
TEL・FAX 058-247-7321 (夜間)

(5) 聴覚障がい者セミナー **聴覚**

聴覚障がいの方が社会生活に必要な一般教養、家庭教育、生活技術などに関する知識を吸収したり、意見・情報等を交換したりする場所として県内各地で開かれます。

申 問 岐阜県聴覚障害者情報センター
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066



(6) 字幕及び手話入りビデオライブラリー **聴覚**

聴覚障がい者の方に、字幕入りビデオ・DVDの閲覧と貸出を無料で行っています。

申問 岐阜県聴覚障害者情報センター
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(7) 音声機能障がい者発声訓練 **聴覚**

喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方に対して、発声訓練を行っています。

申問 岐阜睦声会 睦声会事務局
TEL・FAX 058-240-7641

(8) 岐阜県聴覚障害者情報センター **聴覚**

聴覚に障がいのある方の社会参加を支援する拠点施設で、聴覚障がい者の生活上の悩みや困り事などの相談窓口の設置、手話映像入りビデオや字幕つきビデオの貸し出し、手話通訳者等の養成・派遣も行っています。

問 岐阜県聴覚障害者情報センター
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(9) 県政広報テレビ番組の手話通訳 **聴覚**

聴覚障がい者の方が、番組の内容を円滑に理解できるようにするために、手話通訳映像を導入しています。

問 県庁広報課 TEL 058-272-1115 (直通)

(10) 知事記者会見の手話通訳 **聴覚**

知事記者会見の手話通訳付き動画の配信を行っています。

3. その他の情報伝達支援

(1) 青い鳥郵便葉書の無償配布 **身体 知的**

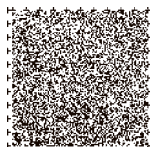
日本郵便株式会社は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深ることを目的として、重度の身体障がい者（1級または2級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「1度、2度」と表記されている方）の方で希望される方に、青い鳥をデザインした専用封筒に、

- ・通常葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入りに限ります）
- ・通常葉書 胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙に限ります）

のうち一券種をお入れして無償で差し上げます。

申出受付期間は毎年4月1日から5月31日まで、配布枚数は1人につき20枚です。

問 各郵便局



(2) 図書館サービス（岐阜県図書館） **身体** **知的**

● 全ての方に共通

- ・利用者登録をしてください。障害者手帳・療育手帳・傷病者手帳・その他障がいの状態を示す証明書・文書を持参の上、岐阜県図書館までお越しください。来館できない方は、電話、e-mail、FAX などでも申し込めます。
- ・本に関する問い合わせや、調べもののお手伝い（レファレンスサービス）も受け付けています。

● 体の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、以下のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受け等級が1・2級の方
- ② 療育手帳の交付を受け程度がAの方

内容：岐阜県図書館所蔵資料（CD・DVD等AV資料含む。）の郵送での貸出・返却を無償で行います。貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

● 目の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、視覚障がい者として身体障害者手帳の交付を受けている方

内容：・対面読書サービスとして、ご希望の資料（原則として岐阜県図書館所蔵の資料）を岐阜県図書館対面読書室において読みます。

- ・岐阜県図書館所蔵資料（デジター・CD等音声資料・DVD等のAV資料含む）の郵送での貸出・返却を無償で行います。
- ・録音・点字資料（他館からの借用も含む。）の郵送での貸出・返却を無償で行います。
- ・貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

● 耳の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、聴覚障がい者として身体障害者手帳の交付を受けている方

内容：岐阜県図書館が所蔵する字幕付き映像資料（ビデオテープ・DVD）のリストを無償で提供します。

● その他の障がいがある方へのサービス

対象：県内在住で、学習障がい（LD）、肢体障がい、精神障がい、知的障がい、内部障がい、発達障がい、一過性の障がい、寝たきりの状態、入院患者、その他図書館が認めた障がいのある方

内容：「身体、目、耳の不自由な方へのサービス」に準じますが、無償での郵送貸出・返却はできません。申請をすることで、ご家族などが代理で貸出手続きを行うことができます。

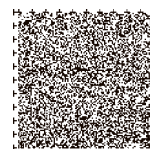
申 問 岐阜県図書館 サービス課 調査相談係

〒500-8368 岐阜市宇佐 4-2-1

TEL 058-275-5111（内線 331）

FAX 058-275-5115

E-mail library@library.pref.gifu.jp



(3) 美術館サービス（岐阜県美術館） **身体**

●目の不自由な方へのサービス

視覚障がい者の方は、所蔵品展示の一部を手でさわって鑑賞することができます。その際、職員が鑑賞のガイドを行います。

また、視覚障がい者のための「所蔵品鑑賞ガイドブック」を希望者に配布します。ガイドブックでは、彫刻を手で鑑賞する例、話を聞きながら絵画を鑑賞する例を取り上げて、鑑賞の手引きとしています。解説の文章は点字と拡大文字で記され、作品のかたちは盛り上げ図版と写真で示されています。

※来館日時を事前にご連絡ください。詳細は下記までお問い合わせください。

申 問 岐阜県美術館
〒500-8368 岐阜市宇佐 4-1-22
TEL 058-271-1313 FAX 058-271-1315

(4) 点字による投票等 **視覚**

選挙の際、目の不自由な選挙人は、点字による投票をすることができます。

点字による投票を希望される方は、投票所の受付で、点字で投票をしたいことを申し出てください。投票に当たっては、点字投票である旨の表示のある投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。点字器は各投票所に用意されています。

また、国政選挙、県知事選挙及び県議会議員選挙の選挙公報については、その点訳版や音声版などの配布も行っています。

問 市町村選挙管理委員会又は岐阜県選挙管理委員会

(5) 広報へのユニバーサルデザインフォントの導入 **視覚**

毎月発行する「岐阜県広報」の紙面に、多くの人にとって読みやすいことを目的に作られたユニバーサルデザインフォントを導入しています。

問 県庁広報課 TEL 058-272-1115（直通）

